

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

岩手県人事委員会規則第12号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

| | 改正前 | 改正後 |
|---|---|--|
| 1 | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）</p> <p>第2条、第2条の3、第7条第1項、第8条、第12条、第13条、第19条、第20条第2項及び第3項並びに<u>第23条</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）</p> <p>第2条、第2条の3、第7条第1項、第8条、第12条、第13条、第19条、第20条第2項及び第3項並びに<u>第25条</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |
| 2 | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）</p> <p>第2条、第2条の3、第7条第1項、第8条、第12条、第13条、第19条、第20条第2項及び第3項並びに第25条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p><u>第2条の4</u> 育児休業条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 育児休業条例<u>第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として育児休業条例<u>第2条の3第3号イ</u>に規定</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）</p> <p>第2条、第2条の3、<u>第2条の4</u>、第7条第1項、第8条、第12条、第13条、第19条、第20条第2項及び第3項並びに第25条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(非常勤職員がその養育する子が1歳に達する日後の期間に育児休業をすることができる特別の事情)</u></p> <p><u>第2条の4</u> 育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4の人事委員会規則で定める特別の事情は、<u>育児休業条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</u></p> <p>(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)</p> <p><u>第2条の5</u> 育児休業条例第2条の3第3号ウの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 育児休業条例<u>第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として育児休業条例<u>第2条の3第3号ウ</u>に規定</p> |

する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親であって養子縁組里親であるもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ [略]

第2条の5 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第2号

の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳に達する日」とあるのは、「1歳6か月に達する日」と読み替えるものとする。

（育児休業の承認の請求手続）

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めるようとする日の1月（育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合又は育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親であって養子縁組里親であるもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア～エ [略]

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第2条の6 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第3号

の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳に達する日」とあるのは、「1歳6か月に達する日」と読み替えるものとする。

（育児休業の承認の請求手続）

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めるようとする日の1月（次に掲げる場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当して育児休業をしようとする場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が1歳に達する日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする県等育児休業（同号に規定する県等育児休業をいう。以下同じ。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が1歳に達する日後である場合にあつては、当該末日とされ

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が育児休業条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 第3条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承

た日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) 以前の日であるとき。

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当して育児休業をしようとする場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が1歳6か月に達する日以前の日であるとき。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合にあつては、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 第3条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業(第4号に規定する育児休業にあつては、引き続いて承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にするものである場合にあつては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承

| | |
|--|---|
| 認を取り消し、 <u>引き続き</u> 当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合 | 認を取り消し、 <u>引き続いて</u> 当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。